

ジェンダーと司法

◆特集にあたって

NHKの朝ドラ「虎に翼」がヒットしている。主人公・猪爪寅子の波乱万丈・一途前進に共感が集まっている。テーマは、言わずと知れた「ジェンダー・イクオリティ」。戦前の「日本社会の家族的構成」(川島武宜の言葉)によって社会全体に絡みついた性的不平等のシステムに苦しんだ経験は、大正八年(己未)に飯田橋の米問屋に生まれた私の母にもあった。モデルとなった大正三年(甲寅)生まれの武藤(和田・三淵)嘉子の「戦闘力」には、石田和外(帝人事件刑事裁判の左陪席、戦後の司法省人事課長、のちに最高裁長官)がモデルと思われる桂場等一郎ならずとも、感嘆せざるを得ない。それにしても、ジェンダー・アンバランスがいまだに全社会を覆っている現状は、変えなければならない。本特集は、そういう問題意識に貫かれた論考を集めた。

巻頭言には、ジェンダー法学研究で高名な浅倉むつ子氏に健筆をふるっていただいた。浅倉氏は、昨年の当協会定時総会で記念講演に登壇していただいたが、ここでは、生産活動を中心に組み立てられた労働力のとらえ方では見落とされる「ケアワーク」の重要性を指摘された。さらに、普通の人々の生活に視座を移して、

「不生産活動ないし補助活動」として貶められてきた「家事・育児・介護」に焦点を当てられ、多くの男ジェンダーがこれを負担しない現状を「ケアレス・ジェンダー」と呼び、わざわざ「ケアレス」というのは、「不注意な」という一般的な意味ではなく、「ケアワークを負担しないでもよいとされている好ましくない状態」という意味だと、注釈を下された。これは、まさに「コペルニクスの転回」であり、私にとって衝撃であった。本特集の巻頭言は、「何としても改憲を」と目論む衆参の憲法審査会の一部の動きも見据えたかのように、「憲法の真価」を取り上げ、司法の役割に強い期待を寄せられて、焦土の国民を鼓舞した一九四六年の「宣言」に新しい光を当てて、その先の世界に私たちをいざなう。

次に、「業界話」のように聞こえるかもしれないが、私たちの足元である「司法の世界」にメスを入れたい。このほど、日本弁護士会連合会はめでたく淵上玲子会長を選出したが、法曹三者と呼ばれる「業界」では、これは初の女性のトップリーダーとなり、裁判所・検察庁がこれに続くことが期待されている。検察庁については、東京高等検察庁検事長の畝本直美氏が女性初の検事総長の最有力候補とされているが、裁判所については、「春はまだき」の



感があるものの、その兆しはある。その意味で、最高裁判所で少数派ジェンダーの一員として裁判官(二〇〇八年〜二〇一七年)を務められた櫻井龍子氏が、セクハラ、マタハラ、選択的夫婦別姓訴訟において、貴重な少数意見を示されたことに着目して、岡山弁護士会は、記念講演を企画し、さらに、全国初の試みとしてクォーター制を導入するなど、先進的な取り組みをしている。当協会理事でもある則武透氏に「岡山弁護士会におけるジェンダーギャップ解消のための取組み」を寄稿していただいた。

さて「はて?」でもよいが、ジェンダーの問題は多岐にわたる。ジェンダー法学会が総力を集めて刊行した『ジェンダーの視点で読み解く重要判例40』(日本加除出版株式会社、二〇二三年)を参考に、司法に現れたジェンダー問題を取り上げる。このうち、生存や(国連の目標でもある)豊かな生活(Quality of Life)に直接かわる問題に絞り、賃金・昇給・昇進における男女格差、社会保障における男女格差、家族とジェンダーに焦点を当てたい。今野久子氏「賃金・昇格・昇進におけるジェンダー不平等の是正を求める裁判でのたまたかから」、川口かすみ氏「最高裁夫婦同氏訴訟と憲法二四条」、坪由美子氏「マタニティハラスメント」問題について」の各論考は、それぞれの分野での現状と課題を浮き彫りにしている。

実は、司法の問題はこれだけではなく、司法における問題という領域もある。最近注目を浴びている矢口祐人「なぜ東大は男だらけなのか」(集英社新書、二〇二四年)に触発されたわけでもないが、法曹・法律家におけるジェンダー問題、法曹教育におけるジェンダー問題という分野にも視野を広げて、これを掘り下げてみたい。西川伸一氏「女性裁判官幹部人事の研究」は、裁判官のキャリアパスの分析を通して、女性最高裁判官の誕生はいつかについて仮説を提示している。また、南野佳代氏「法曹教育とジェンダー」

は、法学部や法科大学院におけるジェンダー関連科目の設置状況や担当教員・教官の現状を報告しているが、途まだ半ばの感が否めない。とりわけ気になるのは、非常勤講師(非正規雇用)の待遇問題である。勤務条件を考慮しない低額の報酬制度(定額使用題と雇止め)は、ジェンダー格差を拡大する要因となっている。さらに、角田由紀子氏「合法的女性差別はもう終わったのか?」は、戦前の女性無能力規定の理由を著名な我妻栄氏が「夫婦円満のため」と説明している(昭和一六年刊・民法総則)ことを紹介しつつ、弁護士会の登録替えでの面接の一面などを披露し、いわば「法曹あるあるネタ」にも目配りが効いている。ちなみに、日本刑法学会では、会員のうち優勢なジェンダー(男)が八割を超えており、他方、二五名の理事のうちそれ以外のジェンダーが二割を割る場合には理事会が推薦して五名を満たすように工夫したいという理事長の発言があつたせいも、めでたく六名の女性理事が誕生した。しかし残念ながら、女性理事長の誕生には至らなかった。たとえば、国際刑事裁判所では、裁判官の選任について、ジェンダー・専門性(刑事裁判官や検察官のジャンルと国際法や外交官のジャンル)・地域割(西ヨーロッパ・アジア太平洋・アフリカ・東ヨーロッパ・ラテンアメリカ・カリブ海など)についてバランスの取れた方法を工夫していることも、参考になるのではないか。

そういえば、本年五月二三日〜一七日に第三三回犯罪防止刑事司法委員会がウイーンで開催され私も参加したが、人口ロビーのお土産コーナーで購入したマグカップには、赤い下地に白抜きの本文字で「GENDER EQUALITY」とある。まさにここに世界のめざす共通の目標がある。

新倉 修(日本民主法律家協会理事長・

青山学院大学名誉教授・弁護士)